

京都府後期高齢者医療広域連合長職務代理規則

平成 19 年 4 月 1 日

規則第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 152 条第 1 項の規定により、広域連合長の職務を代理する副広域連合長の順序は、次のとおりとする。

第 1 順位 副広域連合長 杉浦 正省

第 2 順位 副広域連合長 桂川 孝裕

第 3 順位 副広域連合長 安田 守

第 4 順位 副広域連合長 古川 博規

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 7 月 11 日規則第 22 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 26 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 8 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 4 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 6 月 20 日規則第 3 号）

この規則は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

附 則（平成 20 年 8 月 4 日規則第 5 号）

この規則は、平成 20 年 8 月 4 日から施行する。

附 則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 7 日規則第 3 号）

この規則は、平成 21 年 9 月 7 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成２２年３月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月２３日規則第２号）

この規則は、平成２２年３月２３日から施行する。

附 則（平成２３年２月１８日規則第１号）

この規則は、平成２３年２月１８日から施行する。

附 則（平成２３年７月１１日規則第４号）

この規則は、平成２３年７月１１日から施行する。

附 則（平成２３年８月１９日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年８月２８日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年２月８日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年４月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年４月２２日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年６月１０日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２５年８月２３日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年７月２日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２６年８月２２日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年２月１８日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２８年２月１２日から適用する。

附 則（平成２９年４月６日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月19日規則第3号）

この規則は、平成29年4月22日から施行する。

附 則（平成29年8月30日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年8月25日から適用する。

附 則（平成30年6月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年7月2日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年8月24日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年5月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年11月8日規則第4号）

この規則は、令和元年11月9日から施行する。

附 則（令和2年2月7日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年8月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年4月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年８月２４日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年８月２９日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年４月２８日規則第５号）

この規則は、令和５年４月３０日から施行する。

附 則（令和５年６月３０日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年８月２５日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年１１月９日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和６年２月８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年４月３日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。